

水 総 第 8号

令和3年4月16日

雲南市下水道事業に関する審議会

会長 金山 壽 忠 様

雲南市長 石 飛 厚 志

下水道使用料の改定について（諮問）

下水道使用料の改定について、下記のとおり雲南市下水道事業に関する審議会条例第2条の規定に基づき審議いただきたく諮問します。

記

1. 下水道使用料について、令和4年4月使用分から改定を行う。

2. 改定を行う理由

(1) 経過

本市の下水道使用料は、平成16年11月合併時においては、旧町村の使用料を適用している。平成20年4月から統一した使用料を適用し、平準化を図った。その後、平成26年4月、令和元年10月に消費税改正に伴う改定を行っている。

本市の下水道事業は、主に公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併浄化槽事業を実施しているが、使用料は同一の料金を適用している。令和2年度から公共下水道事業に地方公営企業法を適用し、また農業集落排水事業及び合併浄化槽事業においても、令和5年度から地方公営企業法を適用することとしている。地方公営企業法の適用により、今後ますます公営企業としての独立採算性が求められ、市民生活に重要なライフラインである下水道事業を持続させていくためにも適正な下水道使用料の見直しを図っていく必要がある。

(2) 下水道事業の現状と課題

- ① 本市の下水道事業は、集合処理施設として公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、簡易排水施設、コミュニティ・プラント、個別処理施設として市町村設置型浄化槽に取り組んでいる。令和2年3月末現在における普及率は90.2%、接続率は82.5%となっている。
- ② 集合処理施設の整備は概ね終了しており、今後は接続率の向上、合併浄化槽の普

及に力を入れていく必要がある。

- ③ 本市の人口は減少傾向にあり、今後も減少傾向にあると予想されている。町村合併後の平成 17 年の国勢調査における人口は、44,403 人であったものが、10 年後の平成 27 年には 41,917 人、更に 10 年後の令和 7 年には 33,610 人と予想されている。
- ④ 下水道への排水量は水道の使用量を基に算定しており、水道の使用量も人口減少、節水型機器の普及等により年々減少傾向にあり、今後も減少が見込まれている。
- ⑤ 集合処理施設においては、各家庭や工場からの汚水を処理場までつなぐ管渠や中継ポンプ、また汚水を処理する処理場と多くの施設を有している。公共下水道事業は 3 つの浄化センター、農業集落排水事業では 21 の処理場を有し、管路延長 400 キロ、中継ポンプは 276 箇所ある。今後これらの維持管理や更新に多額の費用が必要となり、施設の長寿命化や施設統合を図り、更新費用の節減を図っていく必要がある。

これらの事業の実施を計画的にすすめるために平成 30 年 6 月に「雲南市汚水処理施設整備構想」の策定、また、公共下水道事業及び農業集落排水事業においてストックマネジメント計画を策定し、計画的、効率的な施設の管理更新に努めている。
- ⑥ 下水道事業は、一般会計からの負担を除き、営業に伴う収入をもって賄うことを基本としている。その料金は、公正妥当なものであって、能率的な経営の下における適正な原価を基本としている。
- ⑦ 一般会計からの負担は、特別会計においては、歳入の 66.09%、下水道事業会計においては 48.69%を占めており、今後市の財政状況を踏まえ適正な料金としていくことで、一般会計の負担を軽減させていく必要がある。
- ⑧ 下水道事業の地方公営企業法の適用により、より将来にわたって持続可能な経営を確保し、経営の見える化を図っていく必要がある。